

部民と奴婢

今中，次磨

<https://doi.org/10.15017/14413>

出版情報：法政研究. 12 (1), pp.79-132, 1942-01. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

部民と奴婢

今 中 次 鷹

一、緒 言

一、國史上、奴隸を奴又は奴婢と云ふ。奴婢の觀念は、必ずしも不明瞭ではない。とくに律令の定める賤民としての奴婢のごときは、極めて明瞭な存在である。

しかし國史上、奴又は奴婢の語は、既に神代の紀記の記録にはじまり、後は武家法制にまで及んでゐて、その用語必ずしも明確ではない。國史上、かやうに奴又は奴婢とよばれるものゝ綜合的觀察が、したがつて甚必要となる。

もとより奴婢に關する、かやうな綜合的研究も亦、古來殆んど遺漏なくなしつくされてゐて、今更新しき研究の餘地を剩さない状態でもある。

しかし、なほその間に、二三の残された問題を見出すのである。今わたしがこゝに筆をそめやうとするのは、わたしの必要としてゐる、かやうな問題についての一二のものに對してである。

その一は、こゝに表題とした、部民と奴婢との關係についてである。註に例示して置いたやうに、從來の研究においては、一般に、部民そのものを奴婢とは見ないで、部民の下級なるものゝみを奴婢としてゐるのである。しかしその立論の根據は甚だ薄弱であつて、再考の餘地があるやうに思ふ。(註)

それに關聯して、更に問題となる點は、氏族又は朝廷に對する部民の從屬關係の性質についてである。その從屬關係は、人民私有關係として簡單に解釋し得る根據はない。その關係は甚だ明瞭を缺くものである。これをいかに解すべきかと、また一つの問題である。

本篇においては、主として以上二つの問題を檢討して見たいと思ふのであるが、そのことは、おのづから律令下の賤民及び賤民としての奴婢、並びにその後の奴婢の問題などと沒交渉には、考へられない。

とくに第四の問題として、庄園の農奴の問題は、同じやうに併せ考察せられねばならぬ問題であつて、しかもこれまた從來の研究上、甚だ明確を缺くところの存在である。

しかし、こゝには紙幅の關係上、第一の部民と奴婢との關係、並びに第二の部民の從屬關係の問題を考究することゝしめ、第三、第四の問題は、續篇として、一應本篇から分離することゝした。

二、こゝには紀記を取材の根據とすることは云ふまでもないが紀記の記録及び年次についての種々の高等批評的見解は、一應無視して置きたいと思ふ。

それは本篇においては、年次の具體的、時間的制約を問題とする必要なく、たゞそこに制度と觀念との自然的

發展を、把握することができれば差支ないからである。

紀記がその編纂せられし時代の觀念を反映することのあることは實証に難くないけれども、それにも係らず、太古より、その時代に至るまでの制度や各種觀念の變遷を叙述することは、決して忘れられてゐるのではないのであつて、わたしたちは、その叙述の線に添うて、事物の發展過程を、綜合的に把握して差支ないからである。

とくに、わたしの主張したいことは、紀記についての發生論的理解である。例へば、部の制度のごとき、初期の記録と、後期の記録と、その用語は同じであつても、その内容的實質は、甚しく變遷してきてゐる。奴婢の觀念についても、同様である。わたしたちは、かやうに事實を、その發展性において把握することを忘るべきではあるまい。

三、部民と奴婢との問題を論ずるにあたり、もとより、より基本的な時代的諸觀念や諸理論が必要である。それについては、一々これを説明してゐる事は出来ない。そのために種々の表現が不用意に使用せられる虞がある。念のため、それについて、こゝに一言して置きたいことは、拙著「日本政治史大綱」の基本觀念のうへに、すべての論理が運ばれることである。

例へば、部民の時代は、大化改新以前であり、大化改新以前は、日本における族父權的氏族制度の時代であること、この氏族制度は、大化改新による郡縣制度の確立により、基本的には崩壞の過程をたどり、その後は貴族の支配する家族制度の時代が現はれた。かやうな基礎の上に、王朝時代と、律令時代とが現はれてきたといふこ

とである。

平安朝中期以後、庄園の簇生を見、鎌倉幕府以來、この庄園の上に封建制度の確立を見た。鎌倉幕府以後を、わたしは封建時代と見、また武家法制時代と考へる。

部の觀念は、律令時代にも存續する。たゞその朝廷及び氏族隸從制から解放されて、良民の列に加へられた。故にこの時代の部は、本篇の研究對策の外に置かれる。

また古來、オオミタカラと稱せられしものは、王朝時代においては、良民に限られ、賤民を除外し、氏族制度の時代においては、部民や奴婢を除外してゐた。この時代においては、結局、氏族たるものゝみがオオミタカラであつた。

なほ大化改新は、社會階級の轉換をなしとげた。それは允恭朝に確立された姓階級制の代りに、位階階級制をもつて、新時代における政治階級としたことである。姓階級は、氏族制の上に成立してゐたのに反して、位階階級は家族制度の上に成立した。位階の基礎の上に初めて貴族が発生したといふことである。

かやうな意味において、國史上の奴婢と稱せられるものゝ存在は、これを次のやうな四時期と四つの異つた存在形態に、區別することができやうと思ふ。

- (一) 大化改新以前の氏族制度の時代における奴婢——部民。
- (二) 大化改新以後、王朝貴族政治時代の奴婢——賤民たる公私の奴婢。

(三) 延喜格、奴婢の最終的解放以後、武家法制時代に互る庄園及び封建時代の奴婢——この時代には公には奴婢は、存在し得ないのであるが、律令にすでに禁止されてゐた「勾人」又は「和略」が、いまだ跡を絶たず、それが「譜代奉公」と相並んで、律令下の「家人」的存在を有してゐた。しかし、この段階は、最早、奴婢の解消過程といふべきである。

明治以後、新律綱領及び改定律例により、所謂「四民平等」となり、奴婢的存在は全く解消するに至つた。

(註) 牧健二著「日本法制史論・朝廷法時代上卷」(九八頁、四、部民及び賤奴。)

「上古には殉死の風があつて概していへば主従の關係は固かつたけれども、動もすれば考へらるゝが如く、部民の凡てが奴隸に近い隸屬民であつたのではない。

部曲をウヂヤツコと云ふは、國造をクニノミヤツコと云ふが如く、諸氏の私民と云ふ意味で奴隸たる事を意味しなかつた。然し等しく部民の中にも貴賤の差別があつて、御子代御名代の部民は高い方であるが、諸氏の家人部の如きは最も低級であり、大化の改新にも解放せられなかつた。最も低級な人民は賤奴即ちヤツコであつて、男をヲノヤツコ、女をメノヤツコと呼んだが、部民と異なつて家を有せず、單に其名を以て呼ばれ、賣買贈與の客體となつて動産の一種であつた。賤奴となつた原因は捕虜、配没、債奴、人身賣買、出生等であつた。生殺は主人の自由であつたのに相違なからう。賤奴の所有者は官であり、神又は寺であることもあり、貴族又は平民であることもあつた。なほ部民の支配者も同様に官、神、寺、貴族のみならず、平民の中にも在つたと云はねばならぬ。」

この説明は、大化改新以前と、以後の律令時代とが、全く混亂してゐて、奴婢の時代性が、全く没却せられてゐる。部民の時代たる大化改新以前には、賣買奴婢や負債奴婢は存在しなかつた。

有賀長雄「本邦古代奴婢起源」(法制論纂・第五十一)

同氏「本邦古代奴婢制度」(同上・第四十九)

右の二論文も、奴婢と部民とを異なるものとする前提に立つてゐる。

瀧川政次郎「日本社會史」第四章・部民階級。

「故に部民は、その實質より云へば、徭役奴隸又は貢賦奴隸であつて、その夜都古^{ヤツコ}と異るところは、戸を爲して獨立の生計を營み、夜都古の如く主家に寄生して終日その頤使に服することなき點にある。」(二七頁)

阿部弘藏「日本奴隸史」第四章第一・二項、第五章第一項。

「奴隸は奴隸なりとして、何種の奴隸に屬すべきかといふに、後條の註に掲げたる……同じく部曲に屬すべきものと斷定せらるゝなり。」(一二頁)

津田禮次郎(「大百科事典」項目「賤」)

「先づ氏族制度時代(大化改新前)には半自由民たる部と不自由民たる奴隸とがあつた。部とは、世襲的に同一の産業またはその他の活動に従ふものゝ團結であつて、別に戸を成して各氏に屬し、皇室に屬する公的のものゝ、豪族に屬する私的のものゝがあつた。前者を品部といひ、後者を部曲といふ。尤も兩者は國の公民であつて中古以來の賤民と同一視すべきものではないが、高尚な職業に従ふものと、卑賤な職業に従ふ者との間には非常な差異があり、中には自由民に近いものもあれば、鳥飼部の如く面に黥をされて奴隸に近いものもあつた。……また部の外に奴^{ヤツコ}なる奴隸が存在したが、文献が頗る稀でその由來並に地位を知悉し得ないが、朝鮮から移入された例が少なくないことは、高麗奴、韓奴の語がこれを證してゐる。また蝦夷奴なるものもあつたが、これは蝦夷が征服された結果齎されたものであらう。更に神奴、寺奴の名も見えてゐるから、奴隸の中には神社や寺院に屬したのもあつた。」(十五卷・一一八頁第三段目)

これは部民を公民と見てゐるが、それが正しくないことは、他の引用文によつて明であらう。

佐野學「日本社會史序論」(全集二二七頁)

「部には其地位の貴賤があつたらしい。鏡作部の如く公民に近いものもあれば、鳥飼部の如く奴隸に近いものもあつた。鳥飼部の如きは顔に黥を施されてゐた。」

三浦周行「日本史の研究」第二輯の「古代の社會階級」によれば、部民と奴婢とのことが第一節及び第三節に述べてあ

るが、大化改新以前と以後とが、全く混乱してゐるし、すべての記述が同じ時代的混乱を示してゐる。

坂本太郎「大化改新の研究」(一三一頁其他)

二、奴 婢

一、奴婢のことは、國史上、極めて古くから記述に現はれてくる。先づその見出されるのは龍宮神話である。

「吾當事^レ汝爲^ニ奴僕^ニ」書紀・龍宮第二書

「從^レ今以後、吾將爲^ニ汝俳優^之之民^ニ」書紀・二神代下

「從^レ今以往、吾子孫八十連屬、恒當爲^ニ汝俳人^ニ」云、狗人請哀之、」同上・第二書

「吾生兒八十連屬、不^レ離^ニ汝之垣邊^ニ當爲^ニ俳優^之之民^ニ也、」同上・第四書

「至^レ今不^レ離^ニ天皇宮牆^之之傍^ニ代吠狗^而奉事^者也」同上・第二書

「僕者自^レ今以後、爲^ニ汝命^之晝夜守護^人而仕奉、故至^レ今、其翫時^之種々^之態、不^レ絶仕奉也。」古事記上

「俳人」「俳優人」「狗人」「代吠狗而奉事者」「晝夜守護人」など、皆云ふまでもなく奴婢のことを指す。狗の吠ゆるは、隼人の即位式の慣習と傳へられる。同じ條に、また次の一句がある。明に奴婢とし、ツカヒビトと訓せられてゐる。

「豐玉姬大恨之曰、不^レ用^ニ吾言、令^レ我屈辱、故自^レ今以往、妾奴婢^至君處^者、勿^レ復放還、君奴婢^至妾處^一

者、亦勿ニ復還、遂以ニ眞床覆衾、及草ニ裹ニ其兒、置之波瀾、則入レ海去矣、」書紀・二、神代下、龍宮第四書
 下つて神武紀には五瀬命負傷の條に、「吾者爲ニ日神之御子、向レ日而戰不レ良、故負ニ賤奴之痛手、」と記されてゐて、ヤツコと訓せられてゐる。

かやうに、ツカヒビト、ヤツコとも奴婢であるが、更にヤツガレ、ヤツカリとも訓せてある。龍宮の條（第一書）に見られる「侍者」マカシテや同條古事記の「從婢」マカシテも、奴婢たることは、明白である。

また神功皇后紀の忍熊王の歌の「野伊徒姑幡」ノイツコヘは「彌齋子」イミヤキコの意味で「齋傳」イミヤカシテて奉仕することであらうから奴婢を指してゐるといはれ、むしろヤツコとは、このヤイツキコの省略であらうとせられてゐる。「稜威言別」イミヤカシテ四

雄略天皇紀には、後に出てくるやうに、「負囊者」カシキコト書記、十四、十四年四月といふ字が見られる。それは古事記に「於ニ大穴牟遲神ニ負レ帛爲ニ從者、」とあり、また「以ニ衛府官人ニ爲ニ持レ袋者、按負ニ盛レ物囊相從者蓋、七隸之賤事」西宮記とあるによつて、これが奴婢であることを知ることができよう。

これによつて、國史上、奴婢と部民との記録が、合體するにいたつたことを知ることができやう。

二、本來の部民は、氏人であつて、部と氏とは何ら差異がなかつた。それは、當時瓊々杵尊の率ゐ給ふ種族（*tribe*）の構成は、平等なる氏族（*gens*）達によつて構成されてゐて、その數は五氏族を中心とした。五部神であり、五伴緒である。

しかるに國土平定の事業がすゝむにつれ、先住の異種族を服し、またその間に、原種族の内面的氏族制度の構

成に、變化が起つた。それは、氏族の不平等化である。その場合劣等的地位に顛落した氏族は、氏を失うて、奴婢的存在となつた。その原因は犯罪の連坐制度である。かくして氏を喪失した天神氏族と、服屬した異種族とが一つの奴婢の層を形成するにいたつた。それが部民であつた。かやうな氏族制度上の變質の發生を、垂仁朝後期と見る。それはその頃はじめて、かやうな意味での部民が發生して來たからである。爾後、史上に頻繁に現はれてくる部民の新設は、奴婢の民族的組織化そのものに外ならないのである。故にこの期間においては、部民と奴婢とは、同意味を有する。ここにとくに「この期間」と云ふことを用ひたが、これは、大體「大化改新まで」と云ふ意味であることは、別に説くであらう。要するに、垂仁朝以後、皇德朝大化改新に至るまでの部民は、同時に奴婢であるを考へねばならぬ。

その理由として、わたしは、次のやうな點を指摘したいと思ふ。

(一)「以_二韓奴_一……六口_一、送_二大連_一……家人部是也。」とあるは、化外奴が部曲であることを證してゐる。

(二)「爲_二負_一囊者_一、即……賜_二姓爲_二大草香部_一吉士。」負囊者とは奴婢の別稱である。それが大草香部と稱する品部であることを示してゐる。

(三) 馬飼部や鳥養部などに黥オウキをしたとあるが、黥は奴婢たることの標識である。馬飼部や鳥養部のやうに黥オウキされた品部の民が奴婢であることには、何人も異論をさしはさむ餘地がない。

(四) 陵戸は、律令においては賤民であるが、大化改新以前においては、部民であつた。何となれば、土師連の

支配下にあり、土師部と同じやうに、取扱はれてゐたからである。これは部民を、賤とか奴とかに區別することの不當なことを示してゐる。

(四) 東征西征外征による俘囚は、神宮や社寺に獻納せられて、神奴になつた。神奴には車持部の習形神社におけるが如く、敢へて部民と區別し得べきものを認めない。俘囚による奴婢は、當然この時代では部民以外のものを意味したとは見えない。

(五) 部民が奴婢そのものでないとするならば、大化改新において、何故、奴婢の解放に言及しなかつたか。間もなく奴婢の解放が行はれるのに、大化改新においても、一言も奴婢解放に觸れてゐないのは不思議といふべきである。この不可解な事實は、部民そのものを、奴婢と認めるの外、解決しがたいことである。

(六) 大化改新以後の奴婢、すなはち賤民たる奴婢は、決して馬飼部、鳥養部、大草香部の後裔を含むものではない。これらの部民は、一般に他の部民とともに解放せられた筈である。家人部のごときも、恐らく賤民たる奴婢となつたものではなしに、賤民の他の層を構成する家人となつたものであらうと思はれる。

賤民たる奴婢を構成した人民は、賣買、免債によるもの、すなはち役身折酬にもとづくものを中心としてゐるのであつて、しかも人身賣買、負債奴婢は、大化改新以前には、制度的にはこれを見出すことができないのであるから、大化改新の前後において、同じく奴婢と稱せられながらも、實質上、形式上、それは相違する存在であつたことを認めねばならないのである。

(ハ) 大化改新以前において、馬飼部や鳥養部が、大草香部などとともに黥をせられて、奴婢と考へられてゐたことは、別に説明する必要もないほど明なことだが、これらの、大化改新以前の誰も奴婢たることを否定しない部民が、大化改新以後、他の部民一般とともに解放され、決して律令下の所謂、賤民たる奴婢でなかつたといふことは、大化以前の部民を、奴婢とからざるものゝとに區別する方式に、一つの反證を供するものと云つてよいだらうと思ふ。しからは律令時代にこれらの部民はいかに取扱はれてゐたかといふに、馬飼部について、次の如き記録を見ることが出来る。それは『續日本紀』卷第十五、聖武朝の天平十六年二月の條に、「丙午、免天下馬飼雜戶人等、因勅曰、汝等今負姓、人之所恥也、所以原免、同於平民、云々」とある。また同紀卷第六、元明天皇の和銅六年五月の條には「(前略)但庚寅檢籍之時、誤涉飼丁之色、自加覆察、就令自理、支證的然、已得明雪、自厥以來、未附籍貫、故皇子命宮、檢括飼丁之使、誤認亂等爲飼丁焉、於理斟酌、何足憑據、請從良色、許之」とある。

前文には、馬飼を雜戶としてゐる。それを免じて平民にしたとあり、後文には、良民としたとある。これによつて、先づ馬飼部は、大化改新以後は、雜戶として取扱はれてゐたことがわかる。明に奴婢ではない。『令集解』にも、卷五(職員令)の衛門府左馬寮に「穴云、飼丁、猶言飼戶、古記云、及釋云、別記云、左馬寮飼造戶二百卅六戶、馬甘三百二戶、右馬寮、馬甘造戶二百卅戶、馬甘二百六十戶(中略)其馬甘爲雜戶、免調雜衛、以前、雜戶品部戶、莫差兵士、但品部、或常品部、或差人夫、年代宛品部、天平勝實三年官

符云、馬飼者、悉宛ニ雜務ニ如レ舊、云々」とあつて、馬飼部の雜戸とせられてゐることが明白である。雜戸といふのは、鍛戸、藥戸、樂戸、鷹戸、船戸、百濟戸、狛戸、染戸、乳戸、園戸、泥戸、水戸、宮戸、紙戸、鹽戸、雜工戸、雜供戸（鶉飼を含む）などの如きものであつて、賤民ではないが、良民のうちでも、最も賤に近いとされてゐるものである。したがつて賤は「同色婚」であるにかゝはらず、「雜戸與ニ良人爲レ婚聽」集解・卷十一・戸令であつて、賤民ではないのである。奴婢でないこと云ふまでもない。大化改新以前の鳥養部が、また同じく雜戸となつてゐることは、鷹戸や雜供戸と比べて見れば明であらう。上文、雜戸を免じて良民とするといふのは、賤から解放するといふ意味でなしに、良民として極めて卑しいとされてゐるので、その地位を引あげるといふ意味である。

これを要するに、紀記の編纂者の時代的觀念から、少からず奴婢と部民との記述上の混亂が現はれてきたと思はれる。

神代以來、奴婢として記述されてきてゐるものの實際の内容は、必ずしも各時代において不變不動ではなかつた筈である。しかしそれらの各異つた存在的事實に、一定の觀念が與へられるとき、唯一の奴婢といふ名辭が附せられねばならなかつた。といふことは、多少の相違はあれ、これらを一樣に奴婢として、一般的に表現し、これに共通の觀念を附與するにふさはしい社會的理由があつたのであらう。

わたしたちの仕事は、この記述の混亂や、表現の不正確さを再檢討することによつて、在りし元の社會的事實

の眞實さを現前化することではなくてはならない。

かやうな意味で、事實としての部民と賤たる奴婢とが、事實的に同一であるといふのではないが、日本では、同じやうに、奴婢といふ共通の觀念と名辭とをもつて、表現されてゐるのである、といふことを主張するのである。

すなはち部民といふ觀念も、決して奴婢と異なる、それに對立する存在として考へられてゐるのではなしに、この時代における奴婢の別名にすぎないといふべきであらう。

したがつて部民は、國史上の奴婢史の一駒を構成してゐるのであり、日本において奴婢と觀念せられる存在の或る時代的形式を示してゐるにすぎないと云ふべきである。

元來、部民といふ語は、トモであり、またべであつて、二つの語源を有する。一は日本固有の伴、すなはちトモであり、他は漢語の部曲のべである。日本のトモは、トモダチ（伴侶）ともなり、オトモ（隨伴）ともなる。原始的な伴は、元來、トモダチであつて氏を意味してゐたが、階級化してオトモとなつたのである。

漢語の部曲は、支那では奴婢そのものを意味するのであつて、宗族隸屬の民である。これからべといふ言葉が發生したであらう。紀記の編者が、伴部、部曲といふ文字を使用し、トモベ、カキベといふ觀念を適用した場合に、恐らくそれを奴婢といふ觀念と對立する意味で用ひたのではなかつたであらうといふことが、上述の理由によつて、大體うかがはれるのである。（註）

なほ上掲の理由以外、種々の舉證がなされるであらう。それにもかかはらず、現代の研究者において、何故部民を奴婢に對立せしめるやうな誤謬が、行はれるやうになつたかといへば、根本的に、部民の構成を、史的發生的又は發展的に考察することをしなかつたからである。部民は、上述の如く、最初は、氏人そのものであり、部神はすなはち、氏上そのものであつたのであるが、それが、一方では氏と部とに分裂し、他方では、氏と姓とに分れて行つた過程を見ないからである。すなはちその見解が靜的なたためであつたといふべきであらう。

(註)部の語源を朝鮮の部に求める者もある。(津田左右吉「日本上代史の研究」五〇七―八頁。)しかし百濟の部は、行政区劃であつて、畿内を上部・前部・中部・下部・後部の五部とし、畿外を東方・南方・中方・西方・北方の五方とする。高麗の五部すなはち内部(黃部)・東部(左部、青部又は上部)・南部(前部又は赤部)・西部(右部、白部又は下部)・北部(後部又は黑部)は、高句麗の貴人五族(三國時代)の名稱であり、南北朝以後地方行政区劃に變したるものである。(佐伯有義「増補云國史」卷二、附錄一六・八頁)

故にへの音は、支那の部曲に求めた方がよいであらう。

宮崎道三郎氏の説によれば、部曲は支那では、軍伍、手勢、私民の意を持つとせられ、部曲カキのカキそのものには、二つの意味があつて、一は友伴であり、他は從者の意であるといふ。(宮崎道三郎「部曲考」・法學協會雜誌・二五ノ三)

三、大化改新以後、奴婢の形態は著しく變化した。すなはち部民は一應解放せられて、オオミタカラとせられた。(註)この時代にはオオミタカラを「良」と稱する。それと對立するものが「賤」である。日本書紀には「良」の字にオオミタカラと訓讀が附されてゐる。故に「賤」はオオミタカラではないのである。しかし奴婢も亦「賤」と同一ではない。奴婢は賤の一種である。

(註)「品部。朱云、品部、謂取良人^〇、配隸諸司^〇、雜色也、云々」と『令集解』卷十三、賦役令、にある。大化以前の品部と、律令の品部とは、既に相違があるのである。後者は雜色(雜戶)なるが故に奴婢ではない。

すなはち、「賤民」は、「陵戸」「官戸」「家人」「公奴婢」及び「私奴婢」の五種を總稱する。そのうち奴婢は、かやうに、公私の奴婢だけである。他の賤民と奴婢とは、互に身分上異つた地位を有する。例へば「役身折酬」の對象たるものは、公私の奴婢のみであつて、他の賤民を含まない。家人については往々奴婢と混同されるけれども、原則としては、別である。

陵戸は、先の部民の殘存物である。官戸や家人も、先の部民の殘存者が、これを構成してゐて、品部の或ものは、官戸として形を變へて殘存し、部曲の或ものは、家人となつて殘存してゐると認められる。しかし最早、大化改新以後においては、部民は奴婢ではなかつた。

とくに著しい相違は、農民である。大化改新以前の農民は、部民又は田莊の封民として存在してゐた。屯倉の田部のごときは、その適例である。しかし、大化改新以後においては、農民は、奴婢でもなく、また賤民でもなく、すでに良民であつた。但し、この時代においても公私の奴婢や他の賤民たちも亦、口分田の分配にあづかつてゐたから(配分の量は少いが)彼らも亦農業を營んでゐたことは想像されるけれども、それは自己の生活の資を作るためにすぎず、公の租庸調を負擔する資格を認められてゐなかつた點において、一般農民とは、明に異つてゐたと見なければならぬ。

この意味においては、大化改新以後、はじめて、奴婢ならざる農民が、國史上に現はれてきたといふべきであらう。それまでの農民は、要するに奴婢に外ならなかつたのである。

四、甚だ明瞭でないのは、氏族時代の「部民」である。部民は、次のやうに分たれる。

(イ) 伴部又は品部 (トモベ)

この伴部こそ、部民の原始的形態である。「部」と稱するものは、最初は、「氏」そのものであり、同時に官(又は皇族)の職能機關を意味する氏族の集團であつたが、奴婢としての——すなはち部民としての——伴部は官(又は皇族)の職能的機關として、伴造と稱する氏族の管理者の世襲的支配下に立ち、氏族に隸屬するところの人民集團となつてゐた。(註)

(註) 津田左右吉「上代史の研究」同じく「部」を「職掌」機關とする。「古語拾遺」亦同じ。

かやうな意味での伴部の記録上の初見——したがつて部民の初見——は、垂仁天皇二十三年(紀元六五四年)である。この伴部の發生の由來を見るに、種々の場合がある。(註)

- (1) 官の技術上の必要、公務上の必要、又は伴造の功勞を賞する意味で、伴造に「賜給」された場合
- (2) 戰爭の捕虜を伴部とし、伴造に管理せしめた場合
- (3) 外蕃より派遣された技工の集團たる場合
- (4) 重大なる犯罪により、氏族員を全體として部民に配没した場合

(5) 紀念の意味において部民を新設した場合

(註) 有賀長雄「本邦古代奴婢制度」(國學院「法制論叢」) 參照。

などに、これを分つことができよう。もとより、これらの各理由は、互に重複することもあり得る。例へば、公務上の必要から新設された場合でも、何人をもその伴部の伴造とするかは、それに關聯して、功勞のあつたものか、何らかの關係を有するものをもつてせられる。伴部は、皇室又は皇族に隸従するのであるが、これを管理するものが、伴造であるから、伴造と伴部との關係だけを見れば、部曲と殆んど變るところはないのであるが、伴部の場合には、必ず、伴造が、自己のためにそれを支配してゐるのでないから、兩者は、この點で區別され得るのである。

伴部の制度は、明に公地公民の觀念に對立してゐるのである。しかし、伴部は、單純に私有されてゐるものであるかといへば、決してさうではない。そこで皇族が、伴部を有せられるといふことは、いかなる關係を意味するのであるか。それはまた部曲についても同じであつて、氏族は部曲を、いかなる意味において支配し得るのであるか。この點が、甚だ問題なのである。

大化改新により、伴部部曲の制が廢止され、新しく「封戸ヘト」の制が創設せられた。封戸は公地公民の原則の上に立つてゐるものであつて、明に近代法の觀念においての私有制を意味するものではない。或は「用益權」でありとされ、或は「管理權」とも見られるが、部民も亦それが決して本來的には私有關係でない事は、明である。

伴造は屢々國造と並稱せられてゐる。國造は國の司であつて、明に地方官であり、行政官である。伴造も亦、一定の地方に居住する人民に對する支配權を有するものである。ただ國造は郡縣制度に結びつき、伴造は部民制度に結びついて、並存してゐたのである。前者には地方的觀念が強く、後者には職能的觀念が強い。しかし兩者とも、その支配權の本質は、極めて相似た内容のものではないかと考へられる。

伴部を設ける場合に、用ひられてゐる用語を見るに、『古事記』では殆んど「定」^{ヤヅム}で一定してゐるけれども、『書紀』においては、種々の内容を思はしめる用語が用ひられてゐる。「爲」^{ユス}や「置」^{ヤヅ}〔安置〕又は「所置」^{ヤヅル}は、別に意味を含まないけれども、一方では「任」^{ヤヅル}といふ語が用ひられてゐることも、他方では「拜」^{ヤヅル}「領」^{ツカフ}「賜」^{オコフ}〔賜給〕^{オコフ}「與」^{ヤヅル}「隸」^{ツカヘ}又は「所有」^{ヤヅル}の如き語が用ひられ、更に「封」^{ホサス}といふ古語が用ひられてゐる。

例へば、伴造に伴部を「賜給」される場合に、屢々「ヨサセル」といふ言葉が、用ひられてゐる。又、部民については「ヨサセルタミ」(封民)とよばれてゐる場合がある。「ヨサセル」といふ言葉には、『日本書紀』においては、また「任」「封」及び「拜」の三つの漢字があててある。「任」は、その支配管理の委任を意味し、「拜」は、拜領などと云ふやうに給ひ賜はつたといふことであらう。故に「拜」は所有物となつたかの意味を含むけれども、「任」はそれに反し、機關としての任命の意を表現する。しかし、「封」に至つては、大化以後の封戸と甚しくまぎららしい。しかしその訓が違つてゐる。

そこで「ヨサス」といふ言葉の意味を調べて見るに、『古事記』神代二之卷に「於是天神諸命以、詔伊邪那

岐命伊邪那美命二柱、修_ニ理固成是多陀用幣流之國、賜_ニ天沼矛而、言_レ依賜也。」とあり、また同記、神代五之卷に「此時伊邪那岐命大歡喜詔……賜_ニ天照大御神而詔之、汝命者所_ニ知高天原一矣、事_レ依而賜也。」とあるが、『古事記傳』には、これを次のやうに解説してゐる。

「言_レ依賜也、言_ハ借字にて事なり、即事と書る所もあり、若言の意ならば、御言_レ依とあるべきに、何の書にも御と云ふはなし。依_ハ、因_{トモ}、寄_{トモ}、所寄_{トモ}とも書て、即字の如く與須なるを延て云言なり、佐須を切れば即須なり、凡て古語は延ても縮ても云こと多し。……然らば與世を延ては與佐世と云べきを、與佐斯と訓はいかにと云に、古は與世を與斯とも云るなり。書紀神代卷の歌に……さて與佐斯と訓たしかなる證は、聖武紀詔に、吾孫將知食國天下止、與佐斯奉志麻爾麻爾とあり、佐を清と誦べきことは、與須の延たる言なるを以て知べし。(今人多く濁るはひがことなり)、さて與佐須とは、任字をも書て、事を其人に依任て、執行はしむる意なり、光仁天皇の、藤原永手大臣の薨れしを悼坐る大命に、大政官之政乎波、誰任之加母罷伊麻須、と詔へるも、誰に任せ罷て身罷坐ととなり、又封字を訓も、其國の政を其人に依任す意なり、言依てふ語は、此卷の下にも、續日本紀宣命式祝詞などにも、あまた見えて、皆同じ意なり。書紀には勅任ともあり、又應神御卷に、任_ニ大山守命、令_レ掌_ニ山川林野、などもあり。賜は上の賜とは異りて、たゞた尊みて申す附屬なり。」四之卷

すなはち、「封」は委任の「任」に等しく、任命の任といふ意味ではないのである。

この「封」といふ語を通じて見るときには、伴造が、伴部を「賜給」されるといふことが、單なる機關任命で

はなく、そのものの管理權を一切委任するといふことに外ならないことが知られる。したがつて、所有權ではないが、それに甚だ近い内容を持つ。しかし部曲に對する氏族の支配權は、いかなる内容を持つのであるか。なほ吟味を要するであらう。

また、この伴部について云はれる「封」が、大化以後律令において定められた「封」や、封建時代の大名の「封地」などと異なることは、調賦の進貢について、「先自收斂、然後分進」することを、非難してゐることによつて、ほぼ明にすることが出來よう。すなはち伴部の場合には、封戸や封地の場合のやうに、明瞭な所當知行權——年貢收奪權を認められてゐないといふことである。のみならず、伴部の民を「隨欲驅使」することを非難し、「何由任し意悉役封民」と云つて、奴隸の如く使役することに反對してゐるから、極めて公的な關係でなくてはならないのである。しかしそれが事實上墮落して、十分に行はれなかつたことも、これによつて知られる。

伴部の一種に、「御子代部」及び「御名代部」がある。「御子代部」と「御名代部」との差異は、必ずしも明ではないが、「因御子」とあるのは、皇子を紀念するものであり、「因無子而爲子代」とあるのは、皇子在さざるがために、皇子御出生の熱望を充さんがために設置せられた御子代部である。また「録功名」「垂名於後」ために置かれた伴部が、御名代部である。ともに紀念の意を含んでゐる。(註一)

したがつて、御子代部と御名代部とは、一般の伴部のやうに、職能的名稱を有しないで、皇族方の御名前を冠する。例へば譽津別命の御子代を、譽津部といふが如くである。

伴部の歴史的初見は、むしろこの御子代部であつた。それは皇子のために、特に奉仕すべき職能を課せられた伴部であつた。しかし「御子代」「御名代」といふ術語は、書紀に見えず、古事記のみに見えることは、人々の知る通りである。(註二)

(註一)『古事記傳』(二十四)に御子代、御名代を次の如く説明してゐる。

「子代は、美古斯呂と訓べし、列木宮段に、此天皇無_レ太子、故爲_二御子代_一定_二小長谷部_一と見ゆ、此は天皇又后皇子等など御子坐ざれば、其御名を後世まで遣さむ爲に、其御名を負せて、某部と云物を立置_二る_一なり、故又御名代とも云なり、書紀景行卷に、欲_レ錄_二功名_一即定_二武郎_一、(此は日本武尊の御爲なり)安閑卷に、天皇勅_二大伴大連金村_一曰、朕納_二四妻_一、至_レ今無_レ嗣、萬歳之後、朕名絶矣、每_レ念_二於此_一、憂慮何已、大伴大連金村奏曰、亦臣所_レ憂也、夫我國家之王_二天下_一者、不_レ論_二有_レ嗣無_レ嗣_一、要_二須因_レ物爲_レ名_一、請爲_二皇后次妃_一、建_二屯倉之地_一、使_レ留_二後代_一、令_レ顯_二前迹_一、詔曰、可矣、宜_二早安置_一云々。孝徳卷、大化元年詔に、自_レ古以降、每_二天皇時_一、置_二標_レ代民_一、垂_二名於後_一云々。(同卷に、子代離宮と云も見えて、或本云、壞_二難波狹屋部邑_一、子代屯倉_一而起_二行宮_一とあるは、地名なり。)同二年春正月朔宣_二改新之詔_一曰、其_一曰、罷_二昔在天皇等所_レ立子代之民_一云々。同年三月云々、昔在天皇日、所_レ置子代云々などありて、此孝徳天皇の御世に、皆罷_二られ_一にき。(凡て彼御世より、萬の御制、漢國ぶりにならひ賜ひて、古様の事はみな廢れにたり。)

(註二)津田左右吉『日本上代史の研究』(第三篇・上代の部の研究、第二章子代名代の部)

(ロ)部曲、民部、又は私民部(カキベ)

『日本書紀通證』によれば、「民部。……蓋以_二民人_一爲_二藩籬_一也。唐代沿革曰、東晉而下有_二民部版部_一、皆戶部人曹_一」^{十九}、雄略^{十九}、とあり、唐制の影響が認められるが、伴部が皇族に隸屬するのに對し、部曲は私の氏族に隸屬する

ものである。同書によれば、部曲はまた「釋曰、氏奴也」日本書紀通證、二十三、安閑、であつて、氏族に屬する奴婢である。律令の奴婢は、家長たる戸主に隸屬するものであるが、この部曲たる奴婢は、氏族の長たる氏上に所屬する。また「此等幼無所歸、投身衣飯、其主以奴畜之、別無戶籍、唯隨本主籍貫、若此之類名爲部曲」同上とあるやうに、固有の戸籍がなく、所屬主の戸籍のうちに附記せられる。

部曲の初見は、雄略天皇十八年（紀元一一三四年）であつて、伴部の初見よりも、四百八十年遅れる。故に部曲は、古くは存在しなかつたものと思はれる。

先に述べたやうに、伴部は、伴造の支配下に置かれ、私有の土地人民であるとは認め難い。しかし部曲は、「献」ケル「進」ス又は「所有」ソモツと云はれてゐて、土地人民の私有的性質を、より濃厚に持つてゐる。何となれば、例へば「奪菟代宿禰所有猪名部、賜物部目連」といふ文句がある。もとより、この「所有」が、嚴密な近代的私有を意味するかどうか疑問ではあるが、部曲が屢々授受又は贈與の対象となることを見れば、殆んど私有に等しいと云へよう。

例へば、采女大海が朝鮮から來朝し、小弓宿禰の墓を建てることを援助した謝禮として、小鳥大連に、家人部を贈與したことは、明に化外部民を小鳥の部曲として與へたことを意味してゐる。また土師連祖吾筈が、「私民部」を献納したことも、彼の部曲の私有を前提としなければならぬ。

部曲に關聯した記事のうち、賄賂としての贈與、とくに罪を犯し、所罰を免れんとしてなされた贈賄の例が、

甚だ多いのであるが、その前提は、部曲が氏族の私有に屬することを裏書する。

部曲としての、かやうな土地人民の民族的私有制の發達が、如何なる原因にもとづくかは、例へば「脱籍免課者衆」かつたことや、「各置己民、恣情驅使、又割國縣山海林野池田、以爲己財。」ことや、「有勢者、分割水陸、以爲私地」^二「自收斂、然後分進、」^一して「各率己民」やうになつたものであつて、不法な掠奪であつたと考へられる。

蘇我馬子が、蘇我氏發祥の地たる「葛城縣」を「臣之封縣」として、己に賜らんことを申出たとき、推古天皇はこれを拒否し賜ふたこともあるくらゐであつて、正當に部曲の領有の行はれたことは、殆んど無いのではないかと考へられる。天智天皇三年二月「定其民部家部」とあるけれども、これを賜はつた者は、伴造であつたから、それは部曲でなくて伴部であつたと考へざるを得ないが、このことは、當時すでに、伴部と部曲との差異が、次第にあいまいになつてゐたことを物語ることでもあるのではあるまいか。『姓序考』においても、部曲と書いて、トモベと訓してゐる。伴部の行政的管理者にすぎなかつた伴造が、次第に伴部を自己のために領有するやうになつたのが、部曲であるのではないだらうか。かやうな弊風が盛行するやうになれば、國造や中央の大官たちが、土地人民を割取る風が、益々行はれるやうになり、職能的機關たつた部民は、單に土地人民領有に外ならないものになり、「或者兼併數万頃田」し、その兼併者も「臣連等伴造國造」などであつて、所謂「田莊」の發達を見たのであらう。そして大化改新當時においては「其群臣連及伴造國造所有、昔在天皇日所置子代人

部、皇子等私有御名入部云々の如く、「所有」「私有」の土地人民となつてゐたものと考へられる。

(ハ) 神奴(カムヤツコ)及び寺奴(テラヤツコ)

部曲は「氏奴」であつて、氏族の私有する部民であるが、その外に神社の所有する部民や、寺院の所有する部民がある。前者が「神奴」であり、後者が「寺奴」である。

神奴は、「カムベラノケミ充神之民」「カムベラノケミ神戸等之民」又は「神賤」とよばれてゐる。日本武尊が献納された蝦夷の俘虜や、車持部を智形神社へ献じたことなどは、その實例である。崇神天皇七年十一月「定カムトコロカミ天社國社及神地神戸」といふのは、これであると思ふべきではない。實際すでに神地・神戸がこの時新設されたとすれば、部民の創設は、この時が最初となるのである。

神奴は、大化改新以後の奴婢についても云はれる。寺奴は、その場合の方が多いが、寺奴も、しかし物部守屋の持つてゐたものを、「爲オホ大寺奴田莊」といふ記事に、部民の例を見出すことが出来る。

(ニ) 韓奴(カラヤツコ)

韓奴は朝鮮での奴婢もあるし、さうでなくて、日本に来て部民となつた朝鮮人の場合もあらう。屢々朝鮮から「奴何口」を貢納したり、氏族に贈與したりしてゐる。朝鮮からきた技工で、日本の職能的伴部になつたものもある。何れも韓奴であらう。仁賢紀六年九月及び欽明紀十一年四月「高麗奴」と云ふのもある。韓奴の一種に違ひない。その他、支那から來た人々も部民を構成してゐる。漢部、秦部、佐伯部などがそれである。

(ホ) 蝦夷奴 (エゾヤツコ)

日本武尊の奉られた皇太神宮の神奴は、蝦夷の俘であつて、蝦夷奴である。その他、國權部、隼人部、越部など日本先住土族の部民がある。「甲申、越蝦夷伊高岐那等、請浮人七十戸爲一郡、乃聽之。」書紀、廿九、天武十一年四月あるから、皆蝦夷奴のうちに入るのであらう。

(ヘ) 屯倉 (ミヤケ) 及び田莊 (ナリドコロ又はタドコロ)

屯倉は、皇室の御料農場であり、田部がその農耕に従つてゐたもののやうである。屢々「何處の屯倉の田部と爲す」と云ふ記事が現はれる。しかるに後には、氏有の屯倉も現はれる。部曲と同じやうに氏族によつて掠奪された屯倉であらう。

田莊は、「別業」「田地」「田家」「田戸」「田宅」「戸田」清寧天皇即位前紀、欽明天皇三十年正月、崇峻天皇即位前紀、持統天皇六年八月 などと記されて、

みなナリドコロ又はタドコロと訓されてゐる。これは屢々王朝期以後の庄園と混同されたり、またはその原始的形態とされるのであるが、それは全然誤謬である。庄園は班田制の崩壊したものであり、田莊は、班田制以前のものであつて、實質上、兩者の間には多くの差異がある。田莊も亦部民と同じく、土地と人民とを包含し、庄園のやうに土地だけの領有を意味しない。田莊の領有は、同時にその土地の戸口の領有を意味するのである。故にそれは一種の部民であるが、部民の制度が、主として、人民の技術的職能的使役及び賦課を目的としてゐるのに對して、田莊は、人民の農業的勞役及び課調を目的としてゐるものと見てよからう。この時代には、戸口と切離

して、土地だけを所有するといふ觀念は、また存在しないやうに見える。したがつて、部民も屯倉も田莊も相互の差異が少く、區別が困難なのであらう。

屯倉と田莊とは如何に異なるか。この區別は一層困難である。屯倉が耕作地であるやうに、田莊も農業地と認められる。それは「田戸」といふ字がよく示してゐるやうに、「田部」と餘り異つてゐないからである。すなはち「田戸」は、田園の戸口であつて農民である。また本來官有の屯倉に私有の例があるやうに、私有らしく思はれる田莊に、また官有の例があるからである。

或は、田莊、田地、田戸など、多少異なる意味を持つてゐることも考へられないことはない。何となれば、莊は家宅であり、地は耕地であり、戸は人民であることも考へられるからである。要するに明確でないのである。

× × ×

之を要するに、大化改新以前の部民制度は、大化改新によつて創設された食封封戸制度と、甚しい相違はないやうに思はれる。公地公民とはなつたが、なほ私田があるのは、伴部に對する部曲の存在と似てゐる。要は、大化改新以後、新しく個人的な賣買奴婢制が出現し、封戸の民と奴婢とが分化し、良と賤とが明瞭に對立するやうになつたことが、著しい差異である。したがつて一方では部民についてもすでに、「役封民」（皇極紀元四年十二月）「爲大草香部民」（以封皇后）（雄略紀十年四月）と云ひ、「封」といふ字を用ひ、他方では、大化改新以前であるのに、同じ文字がすでに、孝徳天皇即位前紀に「増封若干戸云々」といふ改新後の用法を以つて表現され、そこに觀念の混

同が見出されるのである。

五、かやうに、奴婢は先づ部民として出現し、次いで大化改新以後、賤民の一種たる公私の奴婢となるに至つた。部民と賤民たる奴婢との相違は、先づ前者が、「氏賤」であり、氏族の奴婢であり、氏上の隸下にあるのに反し、後者は「家賤」であり、家族的奴婢であり、家長の隸下にあることである。大化改新は、あらゆる社會制度の上に、氏族制度から家族制度への改變を齎したのである。階級も亦、氏族的な姓カブネより、家族的な「冠位」へと改められた。

兩者のまた著しい相違は、その發生に關する點である。すなはち部民の發生は、(一) 異種族の征服及び渡來、(二) 同種族の重大犯罪、に基づくのであるが、賤たる奴婢は、(一) 「役身折酬」すなはち免債、(二) 賣買及び質入に依るのである。前者は「釋云、其氏賤者不入財物之例、氏宗之奴婢者、轉入氏宗之家耳、」令集解、卷十、戶令であるが、後者は「私財物、奴婢、畜産之類、」であり「賣子爲奴婢也」であり、「家資盡者、役身折酬、」するのである。そして、この場合に外蕃の渡來者については、「凡化外奴婢、自來投國者、悉放爲良、」令義解卷二、戶令とあるごとく、奴婢たることを認めないのである。この後の場合が、西洋における「奴隸」(slavery, Slave)に相當するのである。

大化改新以來、漸次賣買奴婢の増加を見るに至つたけれども、政府の方針としてはこれを阻止しようとした。しかしすでに大勢に抗することは難く、漸次奴婢の存在を制限的に公認せざるを得なくなつた。

しかし律令の奴婢は、「不課口」であつたために、課を免れんがために、好んで奴婢たらんとする者が現はれるやうになり、その弊害が少くなかつたので、遂にこれを全面的に禁止するに至つた。その禁止の最終的なる記録は、『政事要略』第八十四、糺斷雜事、廿四』に、「延喜格停_レ止奴婢_二了、格後不_レ可_レ有_三奴婢_一」の一句が見出されるのみである。「延喜格」の殘存するものについて見ても、これに該當する條文は見出されないので、詳細は明でないが、時代的に見て、この記事は恐らく信憑するに足るものであらう。

延喜格は清和天皇貞觀十一年（一五二五年）以降、醍醐天皇延喜七年（一五六七年）に至るまでの格を蒐集したものであるから、この期間をもつて、奴婢制度の最終的撤廢の時期と見ることが出來よう。

果して然らば、日本の奴婢は、神代より平安朝中期に至るまで約千五百年間、公認された國家の制度として、儼存してゐたことになるのである。

六、その後、奴婢は完全に跡をたつたかといふと必ずしもさうではない。鎌倉時代以後の武家法制のうちに、なほ奴婢に關する規定が見出され、明治三年「新律綱領」までつづいてゐる。

しかしその後の奴婢に關する規定は、殆んどみな律令の原則にもとづく、人身賣買の禁止の觀念を基礎とするものであつて、これを公認するものは見出されない。（註）

この意味において、王朝期と、その律令の規定のみが、純然たる奴隸制度の上に立つものであつて、その前後には、すでに奴隸制度はあり得ないといふことが出來よう。

それと同時に、律令以後の人身賣買が、果して何を意味するかは、更に一つの重大な問題である。これを單純に、奴婢に關することを考へることの不當なることは、最初に述べた通りである。

(註)『御成敗式目』一。奴婢雜人事。右任三右大將家御時之例一、無三其沙汰一過二十箇年一者、不レ論三理非一不レ及三改沙汰一。次奴婢所レ生之男女事、如三法意一者、雖有有子細一、任三同御時之例一、男者付レ父、女者可レ付レ母也。

『御成敗式目追加』(文曆二年閏六月廿八日)一、勾三引人一事。カドヒテ奴婢トセバ遠流、家人トセバ徒三年、爲三妻妾子孫ト一者、徒二年半ト法意ニ見タリ。

『三代制符』『貞應弘安式目』『信玄家法』及び『長曾我部元親百箇條』など皆此例に據る。

三、部民と田莊

一、「部」はまた「伴」トモとも云ひ、最初それは「氏」ウヂと區別なき觀念であつた。部は同時に、氏をもつて構成されてをり、部の外に、それと異なる氏の觀念は見出されなかつた。

しかし、部は、最初より、すでに氏と異なる要素を包含してゐた。それは先に述べたやうな職能世襲的人民集團たることである。氏はこれに反して、血縁の系統と、血縁による社會組織たることを意味する。したがつてこの二つの觀念は、互に相異なるものであるにも係らず、國史上においては、最初この二つのものは一つの存在として現はれてきてゐた。換言すれば、氏が部として、血縁の組織が、同時に職能的組織において、現はれてゐた。したがつて部の發足は、日本におけるまた氏族制度の發足に外ならなかつたのである。

すなはち天神の降臨は、次のやうに、部と稱する五つの民族的構成をもつてせられた。

「故天照大神乃賜下天津瓊々杵尊八坂瓊曲玉及八咫鏡、草薙劍、三種寶物上、又以下中臣上祖天兒屋命、忌部上祖太玉命、瓊女上祖天鈿女命、鏡作上祖石凝姥命、玉作上祖玉屋命、凡五部神使配侍焉、因勅皇孫曰云々」書紀・二、神代下、降臨

「爾天兒屋命、布刀玉命、天宇受賣命、伊斯許理度賣命、玉祖命、併五伴緒矣、支加而天降也。」故其天兒屋命者、中臣連等之祖、布刀玉命者、忌部首等之祖、天宇受賣命、瓊女君等之祖、伊斯許理度賣命者、鏡作連等之祖、玉祖命者、玉祖連等之祖。古事記上

「因欲下以此皇孫代親而降上、故以天兒屋命、太玉命、及諸部神等悉皆相授、云々」書紀・二、神代下、降臨 (註)
もとより五部の外に、大伴連等の祖天忍日命、久米直等の祖天津久米命その他の武將たる氏上があるが、それらは皆、部として職能を分擔してゐるものである。

(註) 「部」に關する記録は、この外すでに「書紀卷一」のうちに、「今在吉備神部許也。」此美城國造、額田部連等遠祖也。「凡諸部備行以奉養焉。」その他「忌部」「玉作部」のことは屢々散見する。

二、「部」に關する記述は、ついで神武天皇紀及び綏靖天皇紀に現はれてくる。

「乃特賜名爲椎根津彥、此即倭直部始祖也」書紀・三、神武、即位前紀甲寅年

「是後天皇欲省吉野之地、乃從菟田野穿邑、親率輕兵巡幸焉、至吉野時、有人出自井中、光而有

尾、天皇問之曰、汝何人、對曰、臣是國神、名爲井光、此則吉野首部始祖也、更少進、亦有下尾而披磐石而出者、天皇問之曰、汝何人、對曰、臣是磐排別之子、此則吉野國樞部始祖也、及緣水西行、亦有作梁取魚者、天皇問之、對曰、臣是苞直擔之子、此則阿太養部始祖也、書紀・三、神武、即位前紀、戊午年

「二年春二月甲辰朔乙巳、天皇定功行賞、……又給弟猶猛田邑、因爲猛田縣主、是菟田主水部遠祖也、

……又頭八咫鳥亦入賞例、其苗裔即葛野主殿縣主部是也、書紀・三、(註) 神武、二年

これらの神武天皇紀に現はれる記事は、いまた始祖を示したものであつて、部の設置そのものではない。しかるに綏靖天皇紀にいたつて、次のやうな記事が現はれる。

「其庶兄手研耳命、行長已長、久歷朝機、……遂以諒闇之際、威福自由、苞藏禍心、圖害二弟、于時也太歲已卯冬十一月、神渟川耳尊與兄神八井耳命陰知其志、而善防之、至於山陵事畢、乃使弓部稚彥造弓、倭鍛部天津眞浦造眞鹿弭鏃、矢部作弓箭。書紀・四、綏靖、即位前紀

この記事は、明に弓部、鍛部、及び矢部の存在を推定せしめるものがあるが、弓矢は、天孫降臨の記事のうちに天稚彥に「乃賜天鹿兒弓及天真鹿兒矢遣之、書紀・二、神代下」とあるから、このとき始めて作られたものではない。むしろ後世の部の觀念をもつて、これを説明したにすぎないと見た方がよからうと思ふ。(註)

次に、崇神天皇紀に

「天皇即親臨于神淺茅原、會諸王卿及八十諸部、書紀・五、崇神、七年

とあるけれども、これは明に氏上を意味してゐる。

したがつて、この頃までは、部は、氏と充分に對立的觀念を持つてゐない。氏は部であり、部は氏である。部と氏との分化は、部が氏の從屬的な民となることを意味するのであるから、社會階級化の發展が、おのづから必要となり、部民を有する量の多寡によつて、その氏の勢力に、消長があるのである。

したがつて、氏と部の分化は、氏と氏との平等性の崩壊であり、不平等な民族的勢力關係の發生である。

(註) 開化天皇記にも、多くの部の始祖に關する記事が見える。

「此曙立王者(イセツクツノミコ) (伊勢之品遲部君、伊勢之佐那造之祖)」、「神大根王者(カヌホネノミコ) (三野國之、本集國造、長幡部連之祖)」、「建豊波豆羅和氣王(ツヨラワケノミコ) (道守臣、忍海部造、御名部造、稻羽君海部、丹波之竹野別、依網之阿昆古等之祖也)。」

かやうに、部の歴史は、部そのものが、氏と分化することであるが、そのことは同時に、部が氏の隷從的組織に顛落することに外ならないのである。そしてその顛落が、一應完成したときに、かの允恭天皇四年の姓六等の制度が確立し、民族的階級制が完成を告げるのである。

本質的に同じやうな過程を、わたしどもは古代ギリシアにおいて見出すことができる。すなはち古代ギリシアにおいては、Zeopros の時代から、Thesius の時代にいたるまでに、民族的職能階級制が成立し、Thesius の改革によつてそれは完成を告げた。それは、かの Eupatridae, Geomori, Demniugi の三階級の制定である。Eupatridae は、爲政階級であり、Geomori は農民であり、Demniugi は職人であるが、この階級性は明に職能的構成

を持つてゐる。

ギリシアにおいては、その次に來る Solon の改革において、初めて氏族の血縁制度に代る地域的制度が確立され、それによつて、この民族的職能制度は、崩壊したのであるが、このソロンの改革は、聖徳太子の改革乃至大化改新と原理的に近似的なものが認められるのである。

三、氏と分化し、氏に從屬するに至つた部は、部そのものとしての本來の歴史的發展過程の順序に從つて、先づ皇族の從屬的職能機關として、現はれてくる。それが「品部」又は「伴部」である。

品部の新設に關する記事は、垂仁天皇二十三年（紀元六五四年）に始まる。

「十一月甲午朔乙未、湯河板舉、獻レ鶴也、譽津別命弄ニ是鶴、遂得ニ言語、由レ是敦賞、湯河板舉、則賜レ姓而

曰ニ鳥取造、因亦定ニ鳥取部、鳥養部、譽津部一、書紀・六、垂仁、廿三年

「於是天皇因ニ其御子一（本牟知和氣）定ニ鳥取部、鳥甘部、品遲部、大湯坐、若湯坐一、古事記、中、垂仁

これによつて見るに、最初に置かれた品部は、すでに「御子代部」であつたことが知られる。譽津別命が、言語障害から瘻え給うた紀念である。

鳥取部と鳥養（甘）部とは、職能的品部であつて、譽津（品遲）部のみが、純粹の御子代部として作られてゐるけれども、實質においては、『古事記』の記述で知られるやうに、すべて「因ニ御子一」すなはち品遲別命の記念として作られたものとせられてゐる。そしてこれらの各部は、功勞によつて、鳥取造となつた湯河板舉が管理

を命ぜられたやうである。換言すれば、湯河板舉が、それらの部の伴造となつたのである。

「三十二年秋七月甲戌朔己卯、皇后日葉酢媛薨、……於_レ是野見宿禰進曰、夫君王陵墓、埋_ニ立生人、是不良也、……則遣_ニ使者_一喚_ニ上出雲國之土部壹百人、自領_ニ土部等_一、取_レ埴以造_ニ作人馬及種々物形_一、獻_ニ于天皇曰、云々、天皇厚賞_ニ野見宿禰之功_一、亦賜_ニ鍛地_一、即任_ニ土部職_一、因改_ニ本姓_一謂_ニ土部臣_一、是土部連等主_ニ天皇喪葬_一之縁也、所謂野見宿禰、是土部連等之始祖也、」書紀・六、垂仁三十二年

これは御子代でも御名代でもない。純粹に職能的な品部たる事が明白である。野見宿禰はその部の伴造である。

「三十九年冬十月、……一云、五十瓊敷皇子、居_ニ茅渟菟砥河上_一、而喚_ニ鍛名河上_一、作_ニ大刀一千口_一、是時楯部、倭文部、神弓削部、神矢作部、大穴磯部、泊檀部、玉作部、神刑部、日置部、大刀佩部、併十箇品部、賜_ニ五十瓊敷皇子_一、」書紀・六、垂仁三十九年

これ亦、職能的伴部であるが、伴造のことは記されてゐない。ただ五十瓊敷皇子の領有であることが知られる。古事記には次のやうに傳へられてゐる。

「其大后比婆須比賣命之時、定_ニ石祝作_一、又定_ニ土師部_一、」古事記、中、垂仁
「次伊登志和氣王者、因_レ無_レ子而爲_ニ子代_一、定_ニ伊登志部_一、」古事記、中、垂仁
「今當_ニ火ニ燒稻城_一之時、而火中所_レ生、故其御名、宜稱_ニ本牟智和氣御子_一、略_中故其御子、令_レ拜_ニ其大神宮_一、將_レ遣之時、略_中出行之時、每_ニ到坐地_一、定_ニ品遲部_一也。」古事記、中、垂仁

この記事によれば、すでに「子代」といふ觀念が確立してゐることがわかる。「伊登志部」は、明に「子代」であるとせられてゐる。

御子代部は、そのうちに種々の職能部を包含してゐるのであるが、これを全體として見れば、戸口の領有であること云つて差支ないのである。これに對して職能的品部は、形式上、皇室の職能を充すための機關の如くであるけれども、實質においては、臣下たる伴造の支配下におかれ、漸次その領有する部曲、と多く異るところのないものとなる傾向が、すでにこの頃より窺はれるのである。

四、景行天皇朝において、「膳大伴部」と「健部（武部）」とが置かれる。

「此之御世……定膳之大伴部」古事記、中、景行

「五十三年冬十月、至上總國從海路渡淡水門、是時聞覺賀鳥之聲、欲見其鳥形、尋而出海中、仍得白蛤、於是膳臣遠祖、名磐鹿六雁、以蒲爲手纒、白蛤爲膾而進之、故美六雁臣之功、而賜膳大伴部。」書紀・七、景行、五十三年

この部が、膳臣磐鹿六雁イハカムツカリの有に屬することは明白である。

「因欲錄功名、即定武部也、是歲也天皇踐祚四十三年焉。」書紀・七、景行、四十年

武部は、日本武尊の御名代部である。それが地域的領有の性質を有することは、「風土記」の次の記事によつて知られる。

「健部。郡家正東一十二里二百二十四步、先所^ニ以號^ニ宇夜里^一者、宇夜都弁命其山峰天降坐之、即彼神之社、至^レ今猶坐^ニ此處^一、故云^ニ宇夜里^一、而後改所^ニ以號^ニ健部^一者、纏向檜代宮御宇天皇^{景行}、勅^レ不^レ忘^ニ朕御子^一倭健命之御名、健部定給、爾時神門臣古禰健部給、即健部臣、自古至^レ今、猶居^ニ此處^一、故云健部、」出雲風土記 出雲郡

その領有者は、健部臣古禰であることが知られる。

上に現はれた各種の品部の民が、凡そ土民であることは想像に難くない。たゞ土師部の民が、土器製作及び葬送に關する特殊の技術を有する出雲の土民であつたことが、明にされてゐる。

しかるに、こゝに戦争の俘囚をもつて部民とした記事が現はれる。それは景行天皇四十年の頃の記事である。

「於是蝦夷等悉慄、則褰^レ裳披^レ浪、自扶^ニ王船^一而着^レ岸、仍面縛服^レ罪、故免^ニ其罪^一、因以俘^ニ其首帥^一而令^レ從^ニ身也^一、」

とあり、ついで同年日本武尊疾革る條に、

「逮^ニ于能褒野^一而痛甚之、則以^ニ所^レ俘蝦夷等^一獻^ニ於神宮^一、」書紀・七 景行

とあることは、俘囚を伊勢皇大神宮の部民とせられしことを意味するであらう。すなはち神奴の適例である。

五、神功皇后攝政の時代に、三韓征伐が行はれ、爾來大陸との交渉が頻繁となつたために、所謂「外蕃」からの「化外民」の流入が多くなつた。したがつて技工も渡來し、貢物としての奴婢も獻ぜられ、戦争の捕虜もつれ歸られた。かれらは、皆、それぞれの方面において、部民とせられたのである。

「冬十月己亥朔辛丑、從_ニ和珥津_一發之、…即素旆而自服、素組以面縛、封_ニ圖籍_一、降_ニ於王船之前_一、因以叩頭之曰、從_レ今以後、長興_ニ乾坤_一、伏爲_ニ餉部_一、其不_レ乾_ニ船施_一、而春秋獻_ニ馬梳及馬鞭_一、後不_レ煩_ニ海遠_一、以每_レ年貢_ニ男女之調_一、則重誓之曰、云々、今既獲_ニ財國_一、亦人自降服、殺_レ之不祥乃解_ニ其縛_一爲_ニ餉部_一、云々」書紀・九、神功、前紀

古事記には「故是以新羅國、定_ニ御馬甘_一、百濟國者、定_ニ渡屯家_一」中卷、神功皇后朝鮮征伐條

る。俘囚が馬飼部の民たることを知るべきである。

次いで應神天皇の朝には、次の各記事が現はれる。

「此之御世定_ニ賜海部山部山守部伊勢部_一也。」古事記、中、應神

「五年秋八月庚寅朔壬寅、令_ニ諸國_一定_ニ海人及山守部_一」書紀・五年、應神

「三月辛巳朔丁亥、天皇欲下使_ニ皇后_一親桑以勸_ニ蠶事_一、爰命_ニ螺贏_一聚_ニ國內蠶_一、於是螺贏誤聚_ニ嬰兒_一、奉_ニ獻天

皇、天皇大咲、賜_ニ嬰兒於螺贏_一、曰、汝宜自養、螺贏即養_ニ嬰兒於宮牆之下_一、仍賜_レ姓爲_ニ少子部連_一」書紀・十四、六年、應神

「卅一年秋八月、詔_ニ群臣_一曰、官船名枯野者、伊豆國所貢之船也、是朽之不堪_レ用、云々、因令_ニ造_レ船_一、是以諸

國一時貢_ニ上五百船_一、悉集_ニ於武庫水門_一、當_ニ是時_一、新羅調使共宿_ニ武庫_一、爰於_ニ新羅停_一忽失火、即引之及_ニ于聘

船_一、而多船見_レ焚、由_レ是責_ニ新羅人_一、新羅王聞之、鬻_ニ然大驚_一、乃貢_ニ能匠者_一、是_レ猪名部等之始祖也。」書紀・十、應神、三十一年

海部や山守部は、諸國に設置されたやうである。

應神天皇三十七年二月には、吳の國から、兄媛、弟媛、吳織、穴織の四人の工女を買つてきた。そのうちの兄

媛を四十一年二月、天皇崩御の年に、筑紫智形大神に奉つた。宗像神社の神奴であると思はれる。他の三女は大鷦鷯尊に献じた。その後が「吳衣縫、蚊屋衣縫」であるから、明に品部である。書紀・十應神。

仁德天皇朝には、二つの純粹な職能品部が置かれた。

「卅八年……秋七月天皇與皇后居高臺而避暑、時每夜自菟餓野、有聞鹿鳴、其聲寥亮而悲之、共起可憐之情、及月盡以鹿鳴不聆、爰天皇語皇后曰、當是夕而鹿不鳴、其何由焉、明日猪名縣主佐伯部献苞苴、天皇令膳夫以問曰、其苞苴何物也、對言、牡鹿也、云々、今推佐伯部獲鹿之日夜及山野、即當鳴鹿、其人雖不知朕之愛、以適逢獵獲、猶不得已而有恨、故佐伯部不欲近於皇居、乃令有司、移鄉于安藝淳田、此今淳田佐伯部之祖也。」書紀・十一、仁德、三十八年

「四十三年秋九月庚子朔、依網屯倉阿弭古捕異鳥、献天皇曰、云々、號此鳥曰俱知、（是今時鷹也）云々、是日幸百舌鳥野而遊獵、時雌雉多起、乃放鷹令捕、忽獲數十雉、是月甫定鷹甘部、故時人號其養鷹之處、曰鷹甘邑也。」書紀・十一、仁德、四十三年

同朝また多くの御名代部が作られた。

「此天皇之御世、爲大后石之日賣命之御名代、定葛城部、亦爲太子伊邪本和氣之御名代、定壬生部、亦爲水齒別命之御名代、定蝦部、亦爲大日下王之御名代、定大日下部、爲若日下部王之御名代、定若日

下部。」古事記、仁德

「故爲_ニ八田若郎女之御名代、定_ニ八田部_一也。」同上

同朝の次の記事は、後の賤民の一種たる「陵戸」が、この時代では葬送職たる土師部に屬してゐたことが知られる。白鳥陵は日本武尊の御陵であるが、白鳥となつて飛去つたため、墓中は空虚だつたのである。

「六十年冬十月、差_ニ白鳥陵守等_一充_ニ役_一丁_一、時天皇親臨_ニ于役所_一、爰陵守目杵忽化_ニ白鹿_一以走、於是天皇詔之曰、是陵本自空、故欲_レ除_ニ其陵守_一、而甫差_ニ役丁_一、今視_ニ是恠_一者甚懼_ニ之_一、無_ニ動_一陵守_一者、且授_ニ土師連等_一」

書紀・十一、
仁德、六十年

六、履中天皇朝には、次のやうな品部が創設されてゐる。

「三年冬十一月丙寅朔辛未、天皇泛_ニ兩枝船_一于磐余市磯池、與_ニ皇妃_一各分乘而遊宴、膳臣余磯猷_レ酒時櫻花落_ニ于御盞_一、天皇冀_ニ之_一、則召_ニ物部部長眞膽連_一、詔之曰、是花也、非時而來、其何處之花矣、汝自可_レ求、於是長眞膽連、獨尋_ニ花_一、獲_ニ于掖上室山_一而獻_ニ之_一、天皇歡_ニ其希有_一、即爲_ニ宮名_一、故謂_ニ磐余稚櫻宮_一、其此之緣也、是日改_ニ長眞膽連之本姓_一曰_ニ稚櫻部造_一、又號_ニ膳臣余磯_一曰_ニ稚櫻部臣_一」書紀・十二、履中、三年

「五年……秋九月乙酉朔壬寅、天皇狩_ニ于淡路島_一、是日、河内飼部等從駕執轡、先是飼部之黥_一皆未_レ差、時居_ニ島伊弉諾神託_一祝曰、不堪_ニ血臭_一矣、因以卜_レ之、兆云、惡_ニ飼部等黥之氣_一、故自_ニ是後頓絕_一以不_レ黥_ニ飼部_一而止之」書紀・十二、履中、五年

この記事によつて、部民が奴婢の記號たる黥をされてゐた事と、馬飼部が河内に居住してゐた事とが知られる。

「冬十月甲寅朔甲子、葬_ニ皇妃、既而天皇悔下之不_レ治_ニ神崇_ニ而亡_ニ皇妃_上、更求_ニ其咎_ニ、或者曰、車持君行_ニ於筑紫國_ニ而悉_ト授_ニ車持部_ニ、兼取_ニ充_ニ神者_{（神戶等民）}、必是罪矣、天皇則喚_ニ車持君_ニ以推問之、事既得_レ實焉、因以數之曰、爾雖_ニ車持君_ニ、縱檢_ニ授_ニ天子之百姓_ニ、罪一也、分_ニ寄_ニ于神祇_ニ、車持部、兼奪取之、罪二也、則負_ニ惡解除_{（オホハラ）}、善解除_{（ヨシハラ）}、而出_ニ於長渚崎_ニ令_ニ杖_ニ、既而詔之曰、自今以後、不_レ得_レ掌_ニ筑紫之車持部_ニ、乃悉收以更分之、奉_ニ於三神_ニ、履中、五年、

この記事は、車持部が、その伴造の罪によつて、收奪され、神奴にせられたことを示してゐる。

「辛卯、始建_ニ藏職_{（クラツカサ）}、因定_ニ藏部_ニ、履中、六年、

「亦定_ニ伊波禮部_ニ也。」古事記、履中

これまでの部民は、すべて、土民又は化外民であつたが、こゝに氏族が重大なる犯罪によつて、部民におとされたといふ事實が起つた。

「元年……夏四月辛巳朔丁酉、召_ニ阿曇連濱子_ニ詔之曰、汝與_ニ仲_ニ皇子_ニ、共謀_レ逆、將_レ傾_ニ國家_ニ、罪當_ニ于死_ニ、然垂_ニ大恩_ニ而免_レ死科_ニ墨_ニ、即日黥之、因_レ此、時人曰_ニ阿曇目_ニ、亦免_ニ下從_ニ濱子_ニ野島海人等之罪_上、役_ニ於倭將_{（ヤマト）}代_ニ屯倉_ニ、履中、元年、

阿曇氏は海神族の後裔であつて、神代の立派な家柄である。反逆の罪によつて死罪に行はるべきところ、一等を減じて「科_レ墨_ニ、即日黥之_{（オシヤク）}」とある。これは奴婢にされたことであり、部民とされたことを意味する。その共

犯の野島海人も亦死罪を免じて「役……也倉」身となつたとあるが、これは田部の民となつたことであらう。尤恭天皇朝に至つて、次の三つの御名代が作られた。

「二年春二月丙申朔己酉、立忍坂大中姫、爲皇后、是日、爲皇后、定刑部。」書紀・十三、二年。

「先是衣通郎姫、居于藤原宮、云々、則科諸國造等、爲衣通郎姫、定藤原部。」書紀・十三年、尤恭、十三年。

「又爲木梨之輕太子御名代、定輕部。爲大后御名代、定刑部。爲大后之弟田井中比賣御名代、定河

部也。」古事記、下、尤恭

藤原部のごときは「諸國造」に命じて作られたとあるから、各地方に作られたものと考へねばならない。この記事は、國造が伴造を兼ねたかの如くであるが、伴造は別に新設されたものであらう。

七、雄略天皇の御代に至つて、犯罪による部民の贈賄及び氏族の奴婢化が、三例發生する。

「十年秋九月乙酉朔戊子、身狹村主青將吳所獻二鵝、到於筑紫、是鵝爲水間君犬所嚙死、由是水間君恐怖憂愁、不能自默、獻鴻十隻與養鳥人、請以贖罪、天皇許焉。冬十月乙卯朔辛酉以水間君所獻

養鳥人等、安置於輕村磐余村二所。」書紀・十四、雄略、十年。

「十一年……冬十月、鳥官之禽、爲菟田人狗所嚙死、天皇頤、黥面而爲鳥養部、於是信濃國直丁與武藏國直丁侍宿、相謂曰、嗟呼、我國積鳥之高、同於小墓、且暮而食、尙有其餘、今天皇由二鳥之故、而

黥人面、太無道理、惡行之主也、天皇聞而使聚積之、直丁等不能忽備、仍詔爲鳥養部。」書紀・十四、年

「夏四月甲午朔、天皇欲^{アズク}設^{セツ}吳人、歷^{トクヘトヒ}問群臣曰、其共食者誰好乎、群臣僉曰、根使主可、云々、故致^{アヒ}疑於根使主、不覺涕垂哀泣矣、天皇聞驚大怒、深責根使主、根使主對言、死罪死罪、實臣之愆、詔曰、根使主、自今以後、子子孫孫八十聯綿、莫預群臣之例、乃將斬之、根使主逃匿、至於日根、造稻城而待戰、遂爲官軍見殺、天皇命有司二分子孫、一分爲大草香部民以封皇后、一分賜茅渚縣主爲負囊者、即求難波吉士日香香子孫、賜姓爲大草香部吉士。」書紀・十四、雄略、十四年四月

また次のやうに、坂合部と稱する品部があつたことが知られる。

「伏願大王奉獻臣女韓媛與葛城宅七區、請以贖罪、天皇不許、縱火燔宅、……時坂合部連藝宿禰、抱皇子屍而見燔死。」書紀・十四、雄略、前紀八月

「二年十月……丙午、幸御馬瀬、命虞人縱獵、……語太后曰、今日遊獵、大獲禽獸、欲與群臣割鮮野饗上、歷問群臣、莫能有對、故朕嗔焉、皇太后知斯詔情、奉慰天皇曰、群臣不悟陛下因遊獵場置穴人部降問群臣上、群臣默然、……自茲以後、大倭國造吾子籠宿禰、貢狹穗子鳥別、爲穴人部、臣連伴造國造又隨續貢、是月置史戶、河上舍人部。」書紀・十四、雄略

またこの時、穴人部、史戶、河上舍人部などが新設せられた。史戶は文人部であつて、文筆を以つて仕ふる職能部であらう。

「十九年三月丙寅朔、戊寅、詔、置穴穗部。」書紀・十四、雄略

これは天皇の御兄安康天皇御子坐さざりし故に。その御名代として置かれたのである。

雄略天皇の朝とくに注目すべきもの、第二は、化外民の品部が多く新設されたことである。その多くは居住地が定められてゐることを注意すべきである。

「由是天皇詔大伴大連室屋、命東漢直掬、以新漢陶部高貴、鞍部堅貴、畫部因斯羅我、錦部定安那錦、譯語卯安那等、遷居于上桃原、下桃原、眞神原三所、或本云、吉備臣弟君、還自百濟、獻漢手人部、衣

縫部、穴人部、書紀、十四、雄略、七年八月

「十四年春正月丙寅朔戊寅、身狹村主青等共吳國使、將吳所獻手末才伎漢織吳織及衣縫兄媛弟媛等、泊

於住吉津。……三月、命臣連迎吳使、即安置吳人於檜隈野、因名吳原、以衣縫兄媛奉大三輪神、

以弟媛爲漢衣縫部也、漢織吳織衣縫是飛鳥衣縫部、伊勢衣縫之先也。」書紀、十四、雄略、十四年

漢部は、漢人の部民であり、阿知使主の後と傳へられる。

「十五年、秦民分散、臣連等各隨欲驅使、勿委秦造、由是秦造酒甚以爲憂、而仕於天皇、天皇愛寵之、

詔聚秦民賜於秦酒、公仍領率百八十種勝、奉獻庸調絹練、充積朝庭、因賜姓曰禹豆麻佐。」

書紀、十四、雄略、十五年

「勝」とは「優勝織工者」ならんと傳へられる。

すでに部民に對する伴造の管理が徹底せず、他の氏族の勢力が部民の上に及びつゝあることが記されてゐる。

仁德天皇の時、「以三百廿七縣秦民二分置諸郡」たのであるが、雄略天皇朝には、その「十不存一」、「得秦氏九十二部一萬八千六百七十人」、遂賜於酒」といふ。それは應神天皇の十四年弓月君が、つれてきた百廿縣の人民であるらしいが、數が合一しない。

「十六年秋七月、詔宜桑國縣殖桑、又散遷秦民使獻庸調、冬十月、詔聚漢部定其伴造者、賜姓曰直」書紀、十
四、雄略

此の朝において特に注目すべきことの第三は、「私民部」すなはち「部曲」が判然と現はれてきたことである。

「十八年秋八月己亥朔戊申、遣物部菟代宿禰、物部目連、以伐伊勢朝日郎、……天皇問侍臣曰、菟代宿禰何不復命、爰有讚岐虫別、進而奏曰、菟代宿禰怯也、……天皇聞之怒、輒奪菟代宿禰所有猪名部賜物部目連」書紀、十四、雄略、十八年八月

この例にある猪名部は、もとより部曲ではなく、品部であるけれども、それが「菟代宿禰所有」と記されてゐること、そして、それを所有者から奪つて、他の者に賜うたといふことは、品部が、すでに部曲のやうになつてゐることを窺はしめるものである。

そして次の例において、明白に、部曲が出現する。

「九年五月、采女大海從小弓宿禰喪到來日本、……於是大連奉勅使土師連小鳥作冢墓於田身輪邑、而葬之也。由是大海欣悅不能自默、以韓奴室、兄麿、弟麿、御倉、小倉、針、六口送大連、吉備上道

蚊島田邑家人部是也。」書紀、十四、雄略

「十七年春三月丁丑朔戊寅、詔土師連等、使進應盛朝夕御膳、清器上、於是土師連祖吾、仍進攝津來狹々村山背國內村附見村伊勢國藤形村及丹波但馬因幡私民部、名曰贄土師部。」書紀、十四、雄略

前例は、化外民を部曲とするものであり、後例は、部曲を天皇に獻じて品部としたところの例である。したがつて、雄略天皇は晩年、部曲の増大を憂ひ給ふて、次の如く詔せられた。

「大連大伴室屋大連等民部廣大充ニ盈於國。」一本云、星川王第三皇子腹惡心鹿、天下著聞、不幸朕崩之後、當害皇太子、汝等民部甚多、努力相助、勿令侮慢。」書紀、十四、雄略、廿三年七月

八、雄略天皇の、ち、品部は益々部曲に向つて變質して行つた。清寧天皇の朝には、田莊の發達が見られる。

「輒以難波來自邑大井戸田十町、送於大連室屋、又以田地與于漢彦、以報其恩。」書紀、十五、清寧即位前紀

「二年春二月、天皇恨無子、乃遣大伴室屋大連於諸國、置白髮部舍人、白髮部膳夫、白髮部靱負、翼垂遺跡令觀於後。」同上、十五、清寧、二年二月

これが御子代部であることは、次の記事によつて明である。

「是故白髮天皇無嗣、遣臣祖父大伴大連室屋、每州安置三種白髮部。」書紀、十七、繼體、元年正月

「小楯謝曰、山官宿所願、乃拜山官、改賜姓山部連氏、以吉備臣爲副、以山守部爲民、宗、元年四月、これも部曲である。次の例は、犯罪による氏族の部曲への没落である。

「五月、狹々城山君韓俗宿禰、事連謀殺皇子押磐、臨誅叩頭、言詞極哀、天皇不_レ忍_二加戮_一、充_二陵戸_一兼守_レ山、削_二除籍帳_一、_○隸_二山部連_一」書紀、十五、顯宗、元年

同紀にはなほ次の品部が見える。

「戊辰、置_三福草部_一」書紀、十五、顯宗、三年四月

仁賢天皇朝には、次の二つの記録が見える。すべて化外民の品部である。

「五年春二月丁亥朔辛卯、普求_二國郡散亡佐伯部_一、以_二佐伯部仲子之後_一、爲_二佐伯造_一」書紀、十五、仁賢

「六年秋九月己酉朔壬子、遣_二日鷹吉士_一使_二高麗_一召_中巧手者_上、……是歲、日鷹吉士還_レ自_二高麗_一、獻_二工匠須流枳、奴流枳等_一、今大倭國山邊郡額田邑熟皮高麗是其後也」書紀、十六、仁賢、六年

九、安閑天皇の朝には次のやうな品部が置かれる。

「二年八月乙亥朔、詔置_二國々大養部_一」書紀、十八、安閑、二年八月

「二年四月丁丑朔、置_二勾舍人部、勾鞞部_一」同上、二年正月

同朝には次のやうに、部曲の授受が行はれる。

「大伴金村奏稱、宜以_二小墾田屯倉與_二每_レ國田部_一、給_二脱紗手媛_一、以_二櫻井屯倉與_二每_レ國田部_一給_二賜香香有媛_一、

以_二難波屯倉與_二每_レ郡媛_一、給_二脱宅媛_一、以示_二於後_一、式觀_二乎昔_一、詔日、依_レ奏施行、」書紀、十八、安閑、元年十月

同朝には、また自己の罪を贖ふための、屯倉の奉獻や賄賂の記事が見える。

「謹專爲皇后獻伊甚屯倉、請贖闖入之罪、因定伊甚屯倉」上總國夷隅郡也。書紀十八、安閑元年四月

「縣主飯粒麩無限、謹敬盡誠、仍奉獻上御野、下御野、上桑原、併竹村之地、凡合肆拾町、……別以

狹井田六町、賂大伴大連、蓋三嶋竹村屯倉者、以河内縣部曲爲田部之元於是乎起、」書紀、十八、安閑元年閏十二月

「是月、廬城部連枳莒喻女幡媛、偷取物部大連尾輿瓔珞、獻春日皇后、事至發覺、枳莒喻以女幡媛、獻

采女丁、是春日部采女也併獻安藝國過戸廬城部屯倉、以贖女罪、」同上

「物部大連尾輿、恐事由己、不得自安、乃獻十市部、伊勢國來狹狹、登伊、貫土師部、筑紫國膽狹山

部」同上

「武藏國造笠原直使主、與同族小杵、相爭國造、經年難決也、……朝廷臨斷、以使主爲國造、而

誅小杵、國造使主悚意交懷、不能默已、謹爲國家奉置横淳、橘花、多水、倉櫓、四處屯倉、是年也

太歲甲寅、」同上

これによつて、すでに屯倉倉や品部が、氏族の私有物になりつゝあることが知られる。

一〇、欽明天皇の朝における次の記事も、田部が不法に「脱籍免課」しことをあげてゐる。

「卅年春正月辛卯朔、詔曰、量置田部其來尙矣、年甫十餘、脱籍免課者衆、宜遣膽津檢中定白猪田部

丁籍上、夏四月、膽津檢中定白猪田部丁者、依詔定籍、果成田戸、天皇嘉膽津定籍之功、賜姓爲白猪

史、尋拜田令、爲瑞子之副、」書紀、十九、欽明

部 民 と 奴 婢

同朝には、大陸から部民が少からず渡來してゐるが、とくに朝鮮における奴隸民の貢獻の記事が見える。

「二月百濟已知部投化、置倭國添上郡上村、今山村已知部之先也。」書紀、十九、欽明、元年

「四年……秋九月、百濟聖明王、遣前部奈率眞牟貴文、護德已州已婁與物部施德麻智牟等、來獻扶南財

物與三奴二口。」書紀、欽明、四年九月

「因獻高麗奴六口、別贈王人奴一口、（皆攻爾林所禽奴也）、乙未、百濟遣中部奈率皮久斤、下部施德干

那等、獻狍虜十口。」書紀、十九、欽明、十一年四月

「已知部」「前部」「中部」「下部」などは、百濟の行政區劃の名稱である。

「十七年……秋七月申戌朔己卯、遣蘇我大臣稻目宿彌等、於倭國高市郡置韓人大身狹屯倉（言韓人者、百濟也）高麗人小

身狹屯倉、紀國置海部屯倉、（一本云、以處々韓人、爲大身狹屯倉田郡、高麗人爲小身狹屯倉田部、是即

以韓人高麗人爲田部、故因爲屯倉之號也、）書紀、十九、欽明、十七年

「八月……召集秦人漢人等諸蕃投化者、安置國郡、編貫戶籍、秦人戶數惣七千五十三戶、以大藏掾

爲秦伴造。」書紀、十九、欽明、元年八月

雄略天皇紀十五年の秦民の戸口に比すれば、その間七十年の間に更に二分の一以下に減少してゐる。

「秋七月己巳朔、新羅、遣使、獻調賦、其使人知新羅滅任那、恥背國恩、不取請罷、遂留不歸

本土^一、例同^二國家百姓^一、今河内國更荒郡、鷓鴣野邑新羅人之先也、」書紀、十九、欽明、廿三年七月

「冬十一月、新羅、遣使獻並貢^ニ調賦^一、使人悉知^四國家憤^三新羅滅^ニ任那^一、不^レ敢請^レ罷、恐^レ致^ニ刑戮^一不^レ歸^ニ本土^一、例同^二百姓^一、今攝津國三島郡埴廬新羅之先祖也、」同上、廿三年十一月

「廿六年夏五月、高麗人、頭霧唎耶陞等、投^ニ化於筑紫^一、置^ニ山背國^一、今畝原、奈羅、山村高麗人之先祖也、」同上、廿六年五月

一一、敏達天皇の朝には、次の二つの記事が見える。

「三年……冬十月戊子朔丙申、遣^ニ蘇我馬子大臣於吉備國^一、增^ニ益白猪屯倉與^三田部^一、即以^三田部名籍^一、授^ニ于白猪史臆津^一、云々」書紀一、廿、敏達、三年

「六年春二月甲辰朔、詔、置^ニ日祀部^一、私部^〇」同上

私部は壬生部、舍人部などと同じやうな品部である。崇峻天皇即位前紀において、蘇我馬子に滅ぼされた物部守屋大連の田莊が「一万頃」と記されてゐる。「頃」とは、唐令に「畝百爲^レ頃」とある。代と同じである。

「平^レ亂之後、於^ニ攝津國^一造^ニ四天王寺^一、分^ニ大連奴半與^一宅、爲^ニ大寺奴田莊^一、以^三田一萬頃^一賜^ニ迹見首赤禱^一、」書紀、廿一、崇峻、前紀

このころを以つて、部民私有の最盛時とすべきであらうか。

推古天皇の朝には、すでに革新の運動が起つてゐる。先づひきつづき化外の部民が増置されつゝあることが知

られる。

「十年春二月己酉朔、來目皇子爲下擊新羅將軍上、授諸神部及國造伴造等、併軍衆二萬五千人。」書紀、廿二、推古、十年二月
 しかし、私人の土地領有を制限しようとする傾向が、次の記事にうかがはれる。

「冬十月癸卯朔、大臣(蘇我馬子)遣阿曇連、阿倍臣摩侶二臣、令奏于天皇曰、葛城縣者、元臣之本居也、故因三其縣爲二姓名、是以翼之、常得三其縣以欲爲三臣之封縣、於是天皇詔曰、今朕則自蘇我一出之、大臣亦爲三朕舅也、故大臣之言、夜言矣夜不レ明、日言矣則日不レ晚、何辭不レ用、然今當三朕之世、頓失三是縣、後君曰、愚癡婦人臨三天下、以頓亡三其縣、豈獨不賢耶、大臣亦不忠、是後葉之惡名、則不レ聽、」書紀、廿二、推古、廿二年十月
 しかし同時に、次のやうな土地領有の記事も見える。すなはち鞍作鳥に向つて、

「此皆汝之功也、即賜三大仁位、因以給三近江國坂田郡水田廿町焉、鳥以三此由爲三天皇作三金剛寺、云々」書紀、廿二、推古、十四年

「是歲、皇太子亦講三法華經於岡本宮、天皇大喜之、播磨國水田百町施于皇太子、因以納于斑鳩寺、」同上
 すなはち寺田の發生である。當然、寺奴を含むであらう。

翌十五年には「亦每國置三屯倉、」同上 土地領有の形態の成熟が認められるのである。十六年には「是歲新羅人多化來」同上 廿年には、「是歲、自三百濟有化來者、」同上 韓奴の増大を意味する。

しかし部民私有の風は、益々増大した。すなはち皇極天皇の朝に於て、——

「辛亥（十二月）、天暖如春氣、是歲蘇我大臣蝦夷立己祖廟於葛城高宮、而爲八倍之隣、遂作歌曰、云々、又盡發舉國之民併百八十部曲、預造双墓於今來、一曰大陵、爲大臣墓、一曰小陵、爲入鹿臣墓、望死之後、勿使勞人、更悉聚上宮乳部之民、役使營兆所、於是上宮大娘姬王發憤而歎曰、蘇我臣專擅國政、多行無禮、天無二日、國無二王、何由任意悉役封民、自茲結恨、遂取俱亡、是年也太歲壬寅。」書紀、廿四、皇極、元年十二月

百八十部曲とは恰く諸氏の有する部曲の意である。營兆所は陵戸であらう。上宮大娘姬は聖德太子の御女である。又、こゝにも「封民」と云つてゐる。律令の封戸の觀念を思はしめるけれども、これは田莊に外ならない。

孝德天皇紀にも、輕皇子の踐祚式の記事のうちに、

「百官臣連國造伴造百八十部羅列匝拜、」書紀、廿五、孝德、前紀

とあつて前文と同じやうな文面になつてゐる。また――

「以大錦冠授中臣鎌子連、爲内臣、増封若干戸云々、」書紀、廿五、孝德、前紀六月

と封戸のことが記されてゐるが、封戸の制は、漸く大化二年正月に至つて「仍賜食封大夫以上、各有差、」とあるのであるから、いまだ時期尙早の嫌ひがあるが、大錦冠も、大化三年に制定された冠位の第七階であつて、少しく早すぎるのである。しかしこれは新制度によるものであらう。何となれば、補任命によるに、當時、鎌足はすでに封戸二千戸を有してをり、こゝに更に二千戸を増封されたと傳へられてゐるからである。

將に行はれんとする改新の直前の狀況を、次の記事によつて知ることができる。

「甲申、遣使者於諸國、錄民元數、仍詔曰、自古以降、每天皇時、置^{アラスノミヨ}標^{シロ}代民、垂名於後、其臣連等伴造國造各置己民、恣情驅使、又割國縣山海林野池田、以爲己財、爭戰不已、或者兼併數萬頃田、或者全無容針少地、進調賦時、其臣連伴造等先自收斂、然後分進、修治宮殿、築造園陵、各率己民、隨事而作、易曰、損上益下、節以制度、不傷財不害民、方今百姓乏、而有勢者分割水陸、以爲私地、賣與百姓、年索其價、從今以後不得賣地、勿妄作主兼併劣弱、百姓大悅、書紀、廿五、孝德大化元年、九月

「置標代民、垂名於後」とは、御名代部を意味するであらう。

二、孝德天皇大化二年（紀元一三〇六年）正月、

「罷昔在天皇等所立子代之民、處々屯倉及別臣連伴造國造村首^{アレ}所有部曲之民、處々田莊、書紀、廿五、孝德大化二年、正月

またついで八月、

「而始王之名々、臣連伴造國造、分其品部別^ニ彼名々、復以其民品部交雜使居國縣、遂使父子易姓、兄弟異宗、夫婦更互殊名、一家五分六割、由是爭競之訟、盈國充朝、終不見治、相亂彌盛、書紀、廿五、孝德大化二年、八月

以始於今之御寓天皇及臣連等、所有品部、宜悉皆罷爲國家民、云々、書紀、廿五、孝德大化二年、八月

の詔が免發され、公地公民の制が布かれたのである。垂仁天皇二十三年初めて伴部が現はれて以來まさに六百五十二年であつた。

この革新に基づいて、中大兄皇子、自らすゝんで御名代部五百廿四口、及び屯倉一百八十一所を奉還せられたのである。

「現爲明神御八島國天皇問、於臣曰、其群臣連及伴造國造所有、昔在天皇日所置子代入部、皇子等私有御名入部、皇祖大兄御名入部及其屯倉、猶如古代而置以不、臣即恭承所詔、奉答而曰、天無二日、國無二王、是故兼併天下、可レ使萬民、唯天皇耳、別以入部及所封民、簡ニ宛仕、丁ニ從ニ前處分、自餘以外、恐私驅役、故獻ニ入部五百廿四口、屯倉一百八十一所。」書紀、廿五、孝徳大化二年、三月

一三、しかしこれほどの大變革は、一朝一夕には完成しなかつた。天智天皇三年（一三二四）、再び部曲を置かれたことが見える。

「三年春二月己卯朔丁亥、天皇命ニ大皇弟、……其大氏之氏上賜ニ大刀、小氏之氏上賜ニ小刀、其伴造等之氏上賜ニ干楯弓矢、亦定ニ其民部家部。」書紀、廿七、天智三年二月

しかし、この部曲の新設は、それから十一年の後天武天皇四年（一三三五年）以後再び廢止せられた。これが恐らく奴婢たる部民の終末と考へられる。

「己丑、詔曰甲子年天智三年諸氏被給部曲者、自今以後除之、又親王諸王及諸臣、併諸寺等所賜、山澤嶋浦、林野陂池、前後並除焉。」書紀、廿九、天武下、四年二月

「辛亥、勅、諸王諸臣、被給封戶之稅者、除ニ以西國、相易給ニ以東國。」書紀、廿九、天武下、五年四月

「是日、詔曰、親王以下至于諸臣、被給食封、皆止之更返於公。」書紀、廿九、天武十一年三月

その後も、また舊制の廢止や、新制の實施が、十分に徹底するまでには、相當の時日を要した。

こゝではしかし、すでに「封」がヨサスではなくて、新しい觀念を表現するへヒトとよばれてゐる。

その後も部の組織と伴造とは、別の形で存在する。すなはち最早それは奴婢ではなく、純然たる官職組織としてである。例へば――

「冬十月庚寅朔癸卯、内小錦上河邊臣百枝爲民部郷、内大錦下丹比公麻呂爲攝津職大夫。」書紀、廿九、天武六年十月

にある「民部郷」は、「掌諸國戶口名籍賦役孝義優復蠲免家人奴婢橋道津濟渠池山川藪澤諸國田事」職令 民政省の長官たるにすぎない。また隸屬的部民は廢止されても、伴造はそれぞれの官職を持ち、引つゞき姓を賜はり、(註)事實上存在してゐることが認められる。

(註) 伴造賜姓の記事は、書紀廿九、天武十二年九月、同十三年十二月、同三十、持統元年三月、同八年三月などに移しく見受けられる。

たゞ、田莊については、その後なほ記録が見出される。

「又白雀見于寺田莊」書紀、廿五、孝德白雉元年正月

それからまた約五十年後に相當する持統天皇六年八月の記事に、――

「乙卯、幸飛鳥皇女田莊」書紀、三十、

と記されてゐることは、明にいままた田莊の廢止の徹底してゐないことを物語るものであらう。(完)